

不利益処分の処分基準

処 分 名		行政財産の目的外使用許可の取消し		
根拠法令及び条項		地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 238 条の 4 第 7 項		
所 管 部 課 名		総務部 総務課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市公有財産及び債権の管理に関する規則(昭和 39 年規則第 7 号)第 11 条		
	基 準	1 多治見市公有財産及び債権の管理に関する規則第 11 条に定める使用許可の条件に違反したとき。 2 多治見市公有財産及び債権の管理に関する規則第 11 条第 4 号に定める事由が生じたとき。 ○規則第 11 条 市長等は、施設の使用を許可する場合には、次に掲げる条件を付するものとする。 (1) 施設を許可の目的以外の目的に使用し、又はその使用する地位を譲渡し、若しくは転貸しないこと。 (2) 施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を得ること。 (3) 施設の原状を変更したときは、市長等が認めるものを除くほか、返還の際これを原状に復し、又はその損害を弁償しなければならないこと。 (4) 次に掲げる事由が生じたときは、その使用許可を取り消し、使用を制限し、又は退去させることができること。 ア 市において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。 イ 使用料を滞納したとき。 ウ 施設の管理が良好でないとき。 エ その他使用許可の条件に違反したとき。 (5) 前号の規定による使用許可の取消しによって生じた損害については、市は賠償の責めを負わないこと。 (6) その他必要な事項		
	設定年月日	平成 15 年 2 月 18 日	最終変更年月日	
備 考				